

韓国における AI 基本法の制定

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人

目 次

はじめに

I AI 基本法制定の背景と経緯

- 1 IT 強国から AI 強国へ
- 2 国会における法案審査

II AI 基本法の概要

- 1 構成
- 2 主な内容

おわりに

翻訳：人工知能の発展及び信頼基盤の構築等に関する基本法（法律第 20676 号）

キーワード：人工知能、AI、高影響人工知能、高影響 AI、生成型人工知能、生成 AI、人工知能倫理、国家人工知能委員会、学習用データ、ディープフェイク

要 旨

近年、人工知能（AI）への関心が世界的に高まり、日常生活においても広く活用されるようになった。その一方で、著作権侵害、ディープフェイクを悪用した犯罪など、AIの普及に伴う様々なリスクも浮上している。韓国ではAI関連産業の振興と、AIに対する規制の両立を図るため、2025年1月、「人工知能の発展及び信頼基盤の構築等に関する基本法」が制定された。これにより、大統領を委員長とする国家人工知能委員会の設置、「人工知能基本計画」の3年ごとの策定等、国のAI関連政策の体制及び制度が規定されるとともに、社会の構成員が守るべき「人工知能倫理原則」の制定等に係る法的根拠が整備された。また、リスクの高いAIとして、一般的なAIとは別に「高影響人工知能」及び「生成型人工知能」が定義され、それらに対する規制が盛り込まれた。

はじめに

近年、人工知能（Artificial Intelligence: AI）への関心が世界的に高まっている。AIは自動運転、ドローン、顔認証、音声認識、金融システム、法律サービス、医療機器等、様々な分野で活用されているが、2022年11月にOpen AI社の対話型生成AI「ChatGPT」が一般公開されて以降、日常生活においても広く活用されるようになった。

その一方で、AIによる個人情報の漏えい、著作権侵害、ディープフェイク（AIにより映像、画像、音声等を合成し、実物と見分けがつかないほど精巧に作成した偽の映像、偽の画像、偽の音声等又はそれらを作成する技術）を悪用した犯罪の増加等、AIの普及に伴う様々なリスクも浮上している。そのため、AI関連産業の振興と、AIによるリスクを適切に管理するための規制の両立を図ることが今後の課題となっており、そのための法整備が各国で進められている。

韓国では第21代国会（2020年5月～2024年5月）以降、AI関連産業の振興、AIの規制等について包括的に規定した基本法の制定に向けた動きが活発となり、AI関連法案が議員立法により相次いで国会に提出された。国会に提出された複数のAI関連法案は、最終的に「人工知能の発展及び信頼基盤の構築等に関する基本法案」⁽¹⁾として一本化され、2024年12月26日に国会本会議で可決、翌2025年1月21日に公布された。

本稿では、韓国において「人工知能の発展及び信頼基盤の構築等に関する基本法」⁽²⁾（以下「AI基本法」という。）が制定された背景と経緯及びAI基本法の概要を紹介する。また、末尾にAI基本法の全訳を付す。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年4月24日である。

(1) 「[2206772] 인공지능 발전과 신뢰 기반 조성 등에 관한 기본법안(대안)(과학기술정보방송통신위원장)」本稿において、韓国の法律案の原文は議案情報システム（의안정보시스템）ウェブサイト <<https://likms.assembly.go.kr/bill>> を参照した。

(2) 「인공지능 발전과 신뢰 기반 조성 등에 관한 기본법」(법률 제 20676 호)。本稿において、韓国法令の原文は、国家法令情報センター（국가법령정보센터）ウェブサイト <<https://law.go.kr/LSW/main.html>> を参照した。

I AI 基本法制定の背景と経緯

1 IT 強国から AI 強国へ

2016年3月、韓国のプロ囲碁棋士李世乭（イ・セドル）氏とグーグル・ディープマインド社のAI「AlphaGo」が「世紀の対局」と銘打たれた対局を行い、AlphaGoが4勝1敗で勝利した。AlphaGoの勝利は、李世乭氏の勝利を予想していた囲碁界のみならず、韓国社会に衝撃をもって受け止められ、韓国においてAIに対する関心が高まるきっかけになったといわれている⁽³⁾。

上述の対局が行われた2010年代後半は、AIに対する関心が世界的に高まった時期と重なっており、韓国においても政府及び国会のAI関連政策に対する取組が本格化した。2017年5月に発足した文在寅（ムン・ジェイン）政権は、同年7月に公表した「文在寅政府国政運営5か年計画」⁽⁴⁾の中で、AIを第4次産業革命を担う主要技術の一つに位置付けるとともに、2019年12月、「IT強国を超えAI強国へ」をキャッチフレーズとした「人工知能国家戦略」⁽⁵⁾を公表した。

同戦略は、AIの発展を、単純な技術的次元を超えた産業、社会の全ての領域にわたる革命的变化と捉えた上で、韓国をAI強国に飛躍させるための3大分野9大戦略⁽⁶⁾を掲げた。その中で、韓国のAI関連政策に係る基本理念、政策推進体制、AIの安全性や信頼性等を確保するための措置等を盛り込んだ基本法制を整備する方針を打ち出した。

国会においても第21代国会開始直後から、AI関連産業の振興、AIの規制等について包括的に規定した関連法案の提出が相次いだ。2020年7月の「人工知能の研究開発及び産業振興、倫理的責任等に関する法律案」⁽⁷⁾の提出を皮切りに、多数のAI関連法案が提出された。

2 国会における法案審査

第21代国会に提出された複数のAI関連法案は、国会科学技術情報放送通信委員会において法案審査が進められた。まずは迅速に基本法を制定し、後日必要に応じて補完するという方針の下に法案審査が進められ、2023年2月14日、同委員会の情報通信放送法案審査小委員会において、2022年12月までに国会に提出された関連7法案が一本化されることが議決された⁽⁸⁾。

(3) 박준영 「[AI 현황과 전망 (上)] "IT를 넘어 일상 속으로"...'AI' 혁명의 시작」 『청년일보』 2021.7.20. <<https://www.youthdaily.co.kr/news/article.html?no=76480>>; 김성희 「“이세돌이 졌다” 알파고 쇼크 7년 후 오늘…챗 GPT ‘눈’을 달다」 『머니투데이』 2023.3.15. <<https://news.mt.co.kr/mtview.php?no=2023031510211348100>>

(4) 「문재인정부 국정운영 5개년 계획」 국정기획자문위원회, 2017.7. <<https://www.korea.kr/common/download.do?tblKey=EDN&fileId=211948>>

(5) 「인공지능 국가전략」 관계부처 합동, 2019.10. <<https://nsp.nanet.go.kr/plan/subject/detail.do?newReportChk=list&nationalPlanControlNo=PLAN0000031449>>

(6) ①世界をリードする人工知能エコシステム構築 ((a)AI インフラ拡充、(b)AI 技術競争力確保、(c) 果敢な規制革新及び法制度整備、(d) グローバルを目指す AI スタートアップ育成)、②人工知能を最もうまく活用する国 ((a) 世界最高の AI 人材養成及び全国民 AI 教育、(b) 産業全般の AI 活用全面化、(c) 最高のデジタル政府実現)、③人間中心の人工知能実現 ((a) 包摂的雇用セーフティーネット構築、(b) 逆機能防止及び AI 倫理体系整備)。なお、逆機能とは、AI の活用及び普及により生じるセキュリティ上の脅威、ディープフェイクの悪用等を指す。

(7) 「[2101823] 인공지능 연구개발 및 산업 진흥, 윤리적 책임 등에 관한 법률안 (이상민의원 등 11 인)」

(8) 「제 403 회국회 (임시회) 과학기술정보방송통신위원회회의록 (정보통신방송법안심사소위원회) 제 1 호」 2023.2.14, pp.13-22. 本稿において、韓国国会の会議録は、国会会議録 (국회회의록) ウェブサイト <<https://record.assembly.go.kr/assembly/mnts/main.do>> を参照した。

しかし、当該一本化法案に対して 2023 年 7 月 13 日、国家人権委員会⁽⁹⁾が、AI による人権侵害、個人情報漏えい、虚偽情報の作成、著作権侵害等に対する規制が不十分であるとして法案の修正を求める意見表明を行い、「事前許可・事後規制原則」⁽¹⁰⁾の削除等を求めた⁽¹¹⁾。また、「参与連帯」等の市民団体も共同で国会科学技術情報放送通信委員会に対し、広範囲に及ぶ規制緩和等により、かえって国民の安全と人権を大きな危険にさらすとして AI の規制強化を求める意見書を提出した⁽¹²⁾。結局、基本法の制定は第 21 代国会中には実現せず、第 22 代国会(2024 年 5 月～2028 年 5 月)に先送りされた。

第 22 代国会においても開始直後から多数の AI 関連法案が国会に提出された。国会科学技術情報放送通信委員会において法案審査が行われ、最終的に関連 19 法案が「人工知能の発展及び信頼基盤の構築等に関する基本法案」として一本化された。同委員会の崔敏姫(チェ・ミニ)委員長は、一本化された同法案について「100% 完全な法案でないことは分かっているが、今は大韓民国の人工知能の育成と支援、経済のイノベーションのために我々が基本法案を通過させなければならぬ時と判断した」と述べ、早期の法案成立を優先させた⁽¹³⁾。同法案は法制司法委員会における法案審査を経て 2024 年 12 月 26 日に国会本会議で可決、翌 2025 年 1 月 21 日に公布された(法律第 20676 号、2026 年 1 月 22 日施行)。

一本化された法案には、新たに生成 AI の定義等が追加⁽¹⁴⁾された一方で、「事前許可・事後規制原則」は削除され、国家人権委員会に指摘された事項が部分的に取り入れられた。

なお、文化体育観光部(部は日本の省に相当)は、国会の法案審査において著作権に関する規定の追加を最後まで主張していたが⁽¹⁵⁾、基本法の制定を優先する方針により受け入れられず、今後必要に応じて立法措置が講じられることとなった。

II AI 基本法の概要

1 構成

第 1 章「総則」、第 2 章「人工知能の健全な発展及び信頼基盤の構築のための推進体系」、第 3 章「人工知能技術の開発及び産業育成」、第 4 章「人工知能倫理及び信頼性の確保」、第 5 章「補則」、第 6 章「罰則」の全 6 章(本則 43 か条及び附則 3 か条)から成る。

(9) 2001 年に設立された人権擁護機関。「国家人権委員会法」(국가인권위원회법(법률 제 20558 호)) 第 3 条に設立根拠を有し、その権限に属する業務を独立して遂行する。大統領が任命する委員長 1 人を含む 11 人の委員から構成され、人権に係る勧告及び意見表明、基本的人権侵害行為に対する調査及び救済等を主な業務としている。

(10) 原文の原綴及び直訳は「우선허용·사후규제원칙(優先許容·事後規制原則)」。国及び地方公共団体が、人工知能技術の研究開発、人工知能技術を利用した製品及びサービス等について原則許可し、事後に必要なに応じて規制する旨の規定をいう。

(11) 「『인공지능산업 육성 및 신뢰 기반 조성 등에 관한 법률안』에 대한 의견표명」 국가인권위원회, 2024.7.13. <https://www.humanrights.go.kr/download/BASIC_ATTACH?storageNo=10003044>

(12) 「15 개 인권시민단체, 국회 과방위 법안심사소위 통과한 인공지능육성법안 반대 의견서 제출」 참여연대, 2023.3.2. <<https://www.peoplepower21.org/publiclaw/1927781?ckattempt=1>>

(13) 「제 418 회국회(정기회) 과학기술정보방송통신위원회회의록 제 17 호」 2024.11.26, p.10.

(14) 「제 418 회국회(정기회) 과학기술정보방송통신위원회회의록(정보통신방송법안심사소위원회) 제 3 호」 2024.11.21, pp.5-6.

(15) 文化体育観光部は、AI に機械学習で学習させたデータの目録の公開に係る規定を入れるべきである等の主張を行っていた。「제 419 회국회(임시회) 법제사법위원회회의록(임시회의록) 제 2 호」 2024.12.17, pp.27-31.

2 主な内容

(1) 総則（第1章：第1条～第5条）

第1章では、AI基本法の目的、人工知能等の定義、基本原則及び国等の責務、適用範囲並びに他の法律との関係について規定している。

(i) 目的

AI基本法は、「人工知能の健全な発展及び信頼基盤の構築に必要な基本的事項を規定することにより、国民の権利及び利益並びに尊厳を保護し、国民の生活の質の向上及び国家競争力の強化に資すること」を目的とする（第1条）。

(ii) 定義

AI基本法において、「人工知能」は、学習、推論、知覚、判断、言語の理解等、人間が有する知的能力を電子的方法により具現したものと定義された（第2条第1号）。

また、AI基本法において主な規制対象となる「高影響人工知能」は、人の生命、身体及安全及び基本的人権に重大な影響を及ぼし、又はリスクを招くおそれがある人工知能システムのうち、AI基本法により規定された特定の領域⁽¹⁶⁾において活用されるものと定義され（同条第4号）、「生成型人工知能」は、入力したデータの構造及び特性を模倣して、文章、音声、絵画、映像その他多様な成果物を生成する人工知能システムと定義された（同条第5号）。

その他、「人工知能システム」⁽¹⁷⁾（同条第2号）、「人工知能技術」⁽¹⁸⁾（同条第3号）、「人工知能産業」⁽¹⁹⁾（同条第6号）、「人工知能事業者」⁽²⁰⁾（同条第7号）、「人工知能社会」⁽²¹⁾（同条第10号）、「人工知能倫理」⁽²²⁾（同条第11号）等についても定義された。

(iii) 基本原則及び国等の責務

AI基本法は、人工知能技術及び人工知能産業が、安全性と信頼性を高め、国民の生活の質を向上させる方向へ発展するべきであること等を基本原則に掲げるとともに、国及び地方公共団体に対しては、人工知能事業者の創意を尊重し、安全な人工知能の利用環境の構築に努力すること及び人工知能がもたらす変化に対応し、全ての国民が安定的に適応できるよう施策を講じることを義務付けている（第3条）。

(16) ①エネルギーの供給、②飲料水の生産工程、③保健医療の提供並びに利用体系の構築及び運営、④医療機器及びデジタル医療機器の開発及び利用、⑤核物質並びに原子力施設の安全な管理及び運営、⑥犯罪捜査又は逮捕業務のための生体認識情報（顔、指紋、虹彩、手の平の静脈等、個人を識別することができる身体的、生理的及び行動的な特徴に関する個人情報を含む。）の分析及び活用、⑦採用、貸付審査等、個人の権利義務関係に重大な影響を及ぼす判断又は評価、⑧交通手段、交通施設及び交通体系の主要な運行及び運営、⑨公共サービスの提供に必要な資格の確認及び決定又は費用徴収等、国民に影響を及ぼす国、地方公共団体、公共機関等の意思決定、⑩幼児教育、初等教育及び中等教育における児童生徒の評価、⑪その他人の生命、身体及安全及び基本的人権の保護に重大な影響を及ぼす領域として大統領令で定める領域。

(17) 多様な水準の自律性及び適応性を有し、与えられた目標のため、現実[環境]及び仮想環境に影響を及ぼす予測、推薦、決定等の成果物を推論する人工知能基盤システム。

(18) 人工知能を実現するために必要なハードウェア技術、ソフトウェア技術又はそれらの活用技術。

(19) 人工知能又は人工知能技術を活用した製品を開発し、製造し、生産し、若しくは流通させ、又はこれに関連するサービスを提供する産業。

(20) 人工知能産業に関連する事業をする人工知能開発事業者（人工知能を開発し、提供する者）及び人工知能利用事業者（人工知能開発事業者が提供した人工知能を利用し、人工知能製品又は人工知能サービスを提供する者）。

(21) 人工知能を通じて産業、経済、社会、文化、行政等の全ての分野において価値を創出し、発展を牽引していく社会。

(22) 人間の尊厳に対する尊重を基礎とし、国民の権利及び利益並びに生命及び財産を保護することができる安全で信頼できる人工知能社会を実現するために人工知能の開発、提供及び利用等の全ての領域において社会の構成員が守らなければならない倫理的基準。

(iv) 適用範囲等

行為が行われた場所が国内か国外かを問わず、国内の市場又は利用者に影響を及ぼす場合には AI 基本法が適用される。ただし、国防又は国家安全保障を目的とする人工知能として大統領令で定める人工知能には適用されない（第 4 条）。なお、人工知能等に関しては、他の法律に特別な規定がある場合を除き、この法律で定めるところによる（第 5 条）。

(2) 人工知能の健全な発展及び信頼基盤の構築のための推進体系（第 2 章：第 6 条～第 12 条）

第 2 章では、国の人工知能関連政策の推進において根幹となる制度及び体制（「人工知能基本計画」、「国家人工知能委員会」等）について規定している。

科学技術情報通信部⁽²³⁾長官（以下「長官」という。）は、人工知能技術及び人工知能産業の振興並びに国家競争力の強化のため、3 年ごとに「人工知能基本計画」（以下「基本計画」という。）を、「国家人工知能委員会」（以下「委員会」という。）の審議及び議決を経て策定し、実施する（第 6 条）。

基本計画には、人工知能政策の基本的な方向性、専門人材の養成、人工知能開発等の基盤構築、人工知能倫理の普及、人工知能技術の開発及び人工知能産業の振興のための財源の確保、人工知能の信頼基盤（公正性、透明性、説明責任及び安全性の確保等）の構築等が含まれる。

委員会は、大統領を委員長とする 45 人以内の委員で構成され、委員には大統領令で定める関係中央行政機関の長、有識者に加え、大統領室のスタッフ（大統領首席秘書官及び国家安保室次長）が含まれている（第 7 条）。委員会は基本計画を含め、人工知能関連政策に関する事項全般を審議し、議決する最高意思決定機関の役割を担う（第 8 条）。

なお、長官は、人工知能関連政策の策定等に必要業務を総合的に遂行するための人工知能政策センターを指定することができるほか（第 11 条）、人工知能に関連して発生し得るリスクから国民の生命、身体、財産等を保護し、人工知能社会の信頼基盤を維持する業務を専門的かつ効率的に遂行するための「人工知能安全研究所」を運営することができる（第 12 条）。

(3) 人工知能技術の開発及び産業育成（第 3 章：第 13 条～第 26 条）

第 3 章第 1 節「人工知能産業の基盤構築」では、政府（長官）による人工知能産業の基盤構築の支援について規定している。人工知能技術の開発の活性化及び安全で便利な利用の支援（第 13 条）、人工知能技術標準化の支援（第 14 条）並びに人工知能の学習用データの作成、収集、管理、流通、活用等の促進のための施策（民間部門が自由に利用できる学習用データの統合管理システムの構築を含む。）の策定（第 15 条）が規定されている。

第 3 章第 2 節「人工知能技術の開発及び人工知能産業の活性化」では、政府（長官）及び地方公共団体による人工知能産業の振興について規定している。人工知能技術の導入及び活用の支援（第 16 条及び第 17 条）、人工知能産業分野の創業活性化の支援（第 18 条）、人工知能産業とその他の産業間の融合の促進（第 19 条）、人工知能産業の発展及び信頼基盤の構築のための法令の整備及び関連制度の改善（第 20 条）、専門人材の養成等（第 21 条）、人工知能産業に係る海外市場への進出の支援（第 22 条）、人工知能集積団地（人工知能関連企業が集積した産

(23) 科学技術政策、科学技術研究開発、原子力研究開発、科学技術人材養成、放送、情報通信、郵政等に係る事務を所管する官庁（「政府組織法」（정부조직법（법률 제 20289 호））第 29 条）。

業団地)の指定(第23条)等が規定されている。

また、人工知能の学習に活用される「人工知能データセンター」(以下「データセンター」という。)に係る施策についても規定されており、政府に対し、データセンターの構築及び運営の活性化の推進、データセンターの構築、運営、利用等に係る支援が義務付けられている(第25条)。

(4) 人工知能倫理及び信頼性の確保(第4章:第27条~第36条)

第4章では、人工知能倫理原則の制定、高影響人工知能及び生成型人工知能に対する規制、高影響人工知能影響評価等、人工知能の規制について規定している。特に、後半の第31条から第36条まで(本稿(iii)から(vi)まで)は、主に人工知能事業者に対する義務規定となっている。

(i) 人工知能倫理原則

政府は、人工知能倫理の普及のために、人工知能の安全性及び信頼性、人工知能技術が適用された製品、サービス等へのアクセシビリティ等に関する事項を含んだ「人工知能倫理原則」(以下「倫理原則」という。)を制定し、公布することができる(第27条)。個々の機関又は団体が、倫理原則を遵守するための「民間自律人工知能倫理委員会」を設置することも可能であり、長官は、当該委員会の公正で中立的な構成及び運営のための標準指針等を整備し、普及させることができる(第28条)。

(ii) 人工知能の信頼基盤の構築のための施策

政府は、人工知能の安全で信頼できる利用環境の構築、人工知能の安全性及び信頼性の確保等に係る施策を講じなければならない(第29条)。また、長官は、人工知能の安全性及び信頼性の確保のために民間レベルで自主的に推進する人工知能の検証及び認証の活動を支援することができる(第30条)。

(iii) 人工知能の透明性確保義務

人工知能事業者は、高影響人工知能又は生成型人工知能を利用した製品又はサービスを提供しようとする場合は、それらが当該人工知能に基づいて運用されるという事実を利用者に事前に告知しなければならない(第31条第1項)。

また、人工知能事業者は、生成型人工知能又はこれを利用した製品若しくはサービスを提供する場合は、その成果物が生成型人工知能により生成されたという事実を表示しなければならない(同条第2項)。さらに、人工知能事業者が人工知能システムを利用して実物との区別が困難な仮想の音声、画像、映像等の成果物(いわゆるディープフェイク)を提供する場合は、当該成果物が人工知能システムにより生成されたという事実を、利用者が明確に認識することができる方式により告知し、又は表示しなければならない(同条第3項)。

(iv) 人工知能の安全性確保義務

人工知能事業者は、学習に利用された累積演算量が大統領令で定める基準以上の人工知能システムについて、リスクの評価、軽減、管理体系の構築等を履行し、履行結果を長官に報告しなければならない(第32条第1項及び第2項)。

(v) 高影響人工知能

人工知能事業者が人工知能又はこれを利用した製品若しくはサービスを提供する場合は、当該人工知能が高影響人工知能に該当するか否かを事前に検討しなければならない、必要に応じて

長官に高影響人工知能に該当するか否かの確認を要請することができる（第33条）。

また、人工知能事業者が高影響人工知能又はこれを利用した製品若しくはサービスを提供する場合は、リスク管理策及び利用者保護策の策定及び運営等を履行しなければならない（第34条第1項）。

なお、高影響人工知能が人の基本的人権に及ぼす影響を事前に評価する「高影響人工知能影響評価」は、人工知能事業者の努力義務となっており、必須ではないが、国の機関等が高影響人工知能を利用した製品又はサービスを利用しようとする場合は、高影響人工知能影響評価を実施した製品又はサービスを優先的に考慮することが義務付けられている（第35条）。

（vi）国内代理人の指定

国内に住所又は営業所がない人工知能事業者であって、利用者数、売上高等が大統領令で定める一定の基準に該当するものは、学習に利用された累積演算量が大統領令で定める基準以上の人工知能システムの安全性確保に係る履行結果の提出（第32条第2項）、高影響人工知能に該当するか否かの確認の申請（第33条第1項）等の事項を代理する国内代理人を指定し、長官に申告しなければならない（第36条第1項）。国内代理人は、国内に住所又は営業所がある者に限られる（同条第2項）。

（5）補則及び罰則（第5章・第6章：第37条～第43条）

第5章では、財源の拡充、実態調査、人工知能事業者の違反に係る調査等について規定している。国は、基本計画及びAI基本法による施策を効果的に推進するため、必要な財源を持続的かつ安定的に拡充することができる策を講じなければならない（第37条）。また、長官は、基本計画並びに人工知能等に関連する施策及び事業の企画、策定及び推進のため、国内外の人工知能等に関する実態調査、統計及び指標を作成し、公開しなければならない（第38条）。

長官は、人工知能事業者が第31条第2項（生成型人工知能に係る表示義務）若しくは第3項（人工知能システムに係る告知義務又は表示義務）、第32条第1項（累積演算量が大統領令で定める基準以上である人工知能システムに係る履行義務）若しくは第2項（当該履行結果の長官への提出義務）又は第34条第1項（高影響人工知能に係る履行義務）に違反した疑いがある場合は、当該人工知能事業者に関連資料を提出させ、又は所属公務員に必要な調査をさせることができるほか、違反した事実があると認められる場合は、当該人工知能事業者に当該違反行為の中止又は是正のために必要な措置を命じることができる（第40条第3項）。

第6章では、罰則について規定している。委員会の委員が職務上知り得た秘密を他人に漏えいし、又は職務上の目的以外の用途に使用した場合（第7条第9項違反）は、3年以下の懲役又は3千万ウォン⁽²⁴⁾以下の罰金が科される（第42条）。

また、第31条第1項に違反して利用者への事前告知をしなかった人工知能事業者、第36条第1項に違反して国内代理人を指定しなかった人工知能事業者及び第40条第3項による長官の中止命令又は是正命令に従わなかった人工知能事業者は、それぞれ3千万ウォン以下の過料が科される（第43条第1項）。

(24) 1ウォンは約0.11円（令和7年4月分報告省令レート）。

おわりに

文在寅政権を引き継いで 2022 年 5 月に発足した尹錫悦（ユン・ソンニョル）政権は、同年 9 月に公表した「大韓民国デジタル戦略」の中で、アメリカ、中国に比肩する世界 3 大 AI 強国への飛躍を目標に掲げるとともに⁽²⁵⁾、同年 10 月には AI を含む 12 分野の国家戦略技術を設定した「国家戦略技術育成方案」を公表した⁽²⁶⁾。また、2024 年 9 月には、尹大統領を委員長とする国家人工知能委員会を AI 基本法の制定に先駆けて発足させる⁽²⁷⁾ など、前政権と同様に AI を重視する政策を打ち出している。

AI 基本法の制定に当たっては、AI 関連産業の振興が重視され、法案審査を行った国会科学技術情報放送通信委員会及び国会法制司法委員会においても、まずは基本法の制定を優先するという方針の下に法案審査が進められた。そのため、著作権、個人情報保護等に関して十分に議論が尽くされていない論点も残っている。また、AI 基本法に対して、高影響人工知能及び生成型人工知能の規制が不十分である等の指摘⁽²⁸⁾もある。今後、それらの論点に関する追加の法整備について、引き続き議論される見込みである。

なお、AI の規制については、AI 基本法の制定前から個別法の改正を通じた法整備が始まっており、ディープフェイクを利用した選挙運動を規制するための公職選挙法改正⁽²⁹⁾、ディープフェイク性犯罪に対応するための「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」の改正等⁽³⁰⁾が行われた。また、AI に対する直接の規制ではないが、AI の普及等に伴う情報格差（デジタル・ディバイド）拡大の解消を目的とした「デジタル包摂法」も、AI 基本法と同時に制定された⁽³¹⁾。

AI 基本法の所管官庁である科学技術情報通信部は、今回の AI 基本法の制定は EU の AI 規制法に続き世界で 2 番目の AI 基本法の制定であり、韓国が世界 3 大 AI 強国に飛躍する土台

(25) 「[보도참고] 대한민국 디지털 전략 발표」 과학기술정보통신부, 2022.9.28. <<https://www.msit.go.kr/bbs/view.do?sCode=user&mId=113&mPid=112&bbsSeqNo=94&nttSeqNo=3182193>>

(26) 中村穂佳「『韓国』国家戦略技術育成に関する法律の制定」『外国の立法』 No.296-1, 2023.7, pp.22-23. <<https://doi.org/10.11501/12902083>>

(27) 「인공지능 3 대 강국 (AI G3) 도약을 위한 대한민국 AI 혁신의 청사진 제시」 과학기술정보통신부, 2024.9.26. <<https://www.msit.go.kr/bbs/view.do?sCode=user&mId=307&mPid=208&pageIndex=75&bbsSeqNo=94&nttSeqNo=3184952&searchOpt=ALL&searchTxt=>>> なお、国家人工知能委員会の発足式及び第 1 回会議は、前述の「世紀の対局」（前掲注 (3) 参照）が行われたフォーシーズンズホテルソウルで開催された。

(28) 정준화 「인공지능의 내재적 위험과 입법·정책 과제 - 데이터·기술·이용자를 중심으로 -」 『NARS 입법·정책』 162 호, 2024.12.31, p.37. <[https://www.nars.go.kr/fileDownload2.do?doc_id=1PGKJL7qtqO&fileName=\(NARS%20%EC%9E%85%EB%B2%95%EC%A0%95%EC%B1%85%20162%ED%98%B8-20241231\)%EC%9D%B8%EA%B3%B5%EC%A7%80%EB%8A%A5%EC%9D%98%20%EB%82%B4%EC%9E%AC%EC%A0%81%20%EC%9C%84%ED%97%98%EA%B3BC%20%EC%9E%85%EB%B2%95%26%23xB7%3B%EC%A0%95%EC%B1%85%20EA%B3%BC%EC%A0%9C%20-%20%EB%8D%B0%EC%9D%B4%ED%84%B0%26%23xB7%3B%EA%B8%B0%EC%88%A0%26%23xB7%3B%EC%9D%B4%EC%9A%A9%EC%9E%90%EB%A5%BC%20%EC%A4%91%EC%8B%AC%EC%9C%BC%EB%A1%9C%20-.pdf](https://www.nars.go.kr/fileDownload2.do?doc_id=1PGKJL7qtqO&fileName=(NARS%20%EC%9E%85%EB%B2%95%EC%A0%95%EC%B1%85%20162%ED%98%B8-20241231)%EC%9D%B8%EA%B3%B5%EC%A7%80%EB%8A%A5%EC%9D%98%20%EB%82%B4%EC%9E%AC%EC%A0%81%20%EC%9C%84%ED%97%98%EA%B3BC%20%EC%9E%85%EB%B2%95%26%23xB7%3B%EC%A0%95%EC%B1%85%20EA%B3%BC%EC%A0%9C%20-%20%EB%8D%B0%EC%9D%B4%ED%84%B0%26%23xB7%3B%EA%B8%B0%EC%88%A0%26%23xB7%3B%EC%9D%B4%EC%9A%A9%EC%9E%90%EB%A5%BC%20%EC%A4%91%EC%8B%AC%EC%9C%BC%EB%A1%9C%20-.pdf)>; 강태욱ほか「AI 기본법 통과 의의 및 산업계에 미칠 영향」 『법률신문』 2025.1.6. <<https://www.lawtimes.co.kr/LawFirm-NewsLetter/204461>>

(29) 藤原夏人「『韓国』ディープフェイクを利用した選挙運動の規制」『外国の立法』 No.300-1, 2024.7, p.37. <<https://doi.org/10.11501/13721809>>

(30) 藤原夏人「『韓国』ディープフェイク性犯罪への対応強化—罰則強化と被害者保護—」『外国の立法』 No.302-1, 2025.1, pp.4-5. <<https://doi.org/10.11501/13979499>>; 同「『韓国』ディープフェイク性犯罪への対応強化—追加の法改正と対策—」『外国の立法』 No.302-2, 2025.2, pp.18-19. <<https://doi.org/10.11501/14051532>>

(31) 藤原夏人「『韓国』デジタル包摂法の制定」『外国の立法』 No.303-1, 2025.4, pp.28-29. <<https://doi.org/10.11501/14158656>>

が整備されたと評価するとともに、スピード感を持って下位法令等の整備を進めると述べた⁽³²⁾。2025年1月、関係業界及び法曹界を中心に「下位法令整備団」が設置され⁽³³⁾、2026年1月のAI基本法の施行に向けて、下位法令、ガイドライン等の整備が順次進められる予定である。

(ふじわら なつと)

(32) 「人工知能時代の 새로운 서막, AI 기본법 국회 본회의 통과」 과학기술정보통신부, 2024.12.26. <<https://www.msit.go.kr/bbs/view.do?sCode=user&mId=307&mPid=208&bbsSeqNo=94&nttSeqNo=3185321>>

(33) 「과기정통부, '2025년 핵심과제 추진상황' 대국민 보고」 과학기술정보통신부, 2025.2.4. <<https://www.msit.go.kr/bbs/view.do?sCode=user&mId=307&mPid=208&pageIndex=&bbsSeqNo=94&nttSeqNo=3185411&searchOpt=ALL&searchTxt=>>>

人工知能の発展及び信頼基盤の構築等に関する基本法

인공지능 발전과 신뢰 기반 조성 등에 관한 기본법
(2025年1月21日制定、法律第20676号、2026年1月22日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人訳

【目次】

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 人工知能の健全な発展及び信頼基盤の構築のための推進体系（第6条～第12条）
- 第3章 人工知能技術の開発及び産業育成（第13条～第26条）
 - 第1節 人工知能産業の基盤構築（第13条～第15条）
 - 第2節 人工知能技術の開発及び人工知能産業の活性化（第16条～第26条）
- 第4章 人工知能倫理及び信頼性の確保（第27条～第36条）
- 第5章 補則（第37条～第41条）
- 第6章 罰則（第42条～第43条）
- 附則（第1条～第3条）

第1章 総則

第1条（目的）

この法律⁽¹⁾は、人工知能の健全な発展及び信頼基盤の構築に必要な基本的事項を規定することにより、国民の権利及び利益並びに尊厳を保護し、国民の生活の質の向上及び国家競争力の強化に資することを目的とする。

第2条（定義）

この法律において用いる用語の意義は、次のとおりである。

- 「人工知能」とは、学習、推論、知覚、判断、言語の理解等、人間が有する知的能力を電子的方法により具現したものをいう。
- 「人工知能システム」とは、多様な水準の自律性及び適応性を有し、与えられた目標のため、現実[環境]及び仮想環境に影響を及ぼす予測、推薦、決定等の成果物を推論する人工知能基盤システムをいう。
- 「人工知能技術」とは、人工知能を具現するために必要なハードウェア技術、ソフトウェア技術又はそれらの活用技術をいう。
- 「高影響人工知能」とは、人の生命、身体の安全及び基本的人権⁽²⁾に重大な影響を及ぼし、

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年4月24日である。なお、本翻訳中の□の中の語は、訳者による補記である。

(1) 「인공지능 발전과 신뢰 기반 조성 등에 관한 기본법」(법률 제 20676 호)。本稿において、韓国法令の原文は、国家法令情報センター(국가법령정보센터)ウェブサイト<<https://law.go.kr/LSW/main.html>>を参照した。

(2) 原文の原綴及び直訳は「기본권(基本権)」。以下同じ。

又はリスクを招くおそれがある人工知能システムであって、次の各目⁽³⁾のいずれかの領域において活用されるものをいう。

イ．「エネルギー法」⁽⁴⁾第2条第1号によるエネルギーの供給

ロ．「飲料水管理法」⁽⁵⁾第3条第1号による飲料水の生産工程

ハ．「保健医療基本法」⁽⁶⁾第3条第1号による保健医療の提供並びに利用体系の構築及び運営

ニ．「医療機器法」⁽⁷⁾第2条第1項による医療機器及び「デジタル医療製品法」⁽⁸⁾第2条第2号によるデジタル医療機器の開発及び利用

ホ．「原子力施設等の防護及び放射能防災対策法」⁽⁹⁾第2条第1項第1号による核物質並びに同項第2号による原子力施設の安全な管理及び運営

ヘ．犯罪捜査又は逮捕業務のための生体認識情報（顔、指紋、虹彩、手の平の静脈等、個人を識別することができる身体的、生理的及び行動的な特徴に関する個人情報を含む。）の分析及び活用

ト．採用、貸付審査等、個人の権利義務関係に重大な影響を及ぼす判断又は評価

チ．「交通安全法」⁽¹⁰⁾第2条第1号から第3号までによる交通手段、交通施設及び交通体系の主要な運行及び運営

リ．公共サービスの提供に必要な資格の確認及び決定又は費用徴収等、国民に影響を及ぼす国、地方公共団体⁽¹¹⁾、「公共機関の運営に関する法律」⁽¹²⁾第4条による公共機関等⁽¹³⁾（以下「国の機関等」という。）の意思決定

ヌ．「教育基本法」⁽¹⁴⁾第9条第1項による幼児教育、初等教育及び中等教育における児童生徒の評価

ル．その他人の生命、身体の安全及び基本的人権の保護に重大な影響を及ぼす領域として大統領令で定める領域

5. 「生成型人工知能」とは、入力したデータ（「データ産業振興及び利用促進に関する基本法」⁽¹⁵⁾第2条第1号によるデータ⁽¹⁶⁾をいう。以下同じ。）の構造及び特性を模倣して、文

(3) 目とは、条文の階層構造において、号の下の階層をいう。目はハンゲルのガナダ順で表記されるが、本稿ではガナダ順をイロハ順に置き換えて訳出した。

(4) 「에너지법」(법률 제 19438 호)

(5) 「먹는물관리법」(법률 제 20625 호)

(6) 「보건의료기본법」(법률 제 20922 호)

(7) 「의료기기법」(법률 제 20888 호)

(8) 「디지털의료제품법」(법률 제 20331 호)

(9) 「원자력시설 등의 방호 및 방사능 방재 대책법」(법률 제 18664 호)

(10) 「교통안전법」(법률 제 20122 호)

(11) 原文の原綴及び直訳は「지방자치단체（地方自治団体）」。

(12) 「공공기관의 운영에 관한 법률」(법률 제 20400 호)

(13) 企画財政部（部は日本の省に相当）長官が一定の要件に基づいて指定する法人、団体又は機関。ただし、①国、②地方公共団体、③韓国放送公社、④韓国教育放送公社、⑤地方公共団体が設立し、その運営に関与するもの等を除く（公共機関の運営に関する法律第4条及び第5条）。

(14) 「교육기본법」(법률 제 20562 호)

(15) 「데이터 산업진흥 및 이용촉진에 관한 기본법」(법률 제 18475 호)

(16) 多様な付加価値の創出のため、観察、実験、調査、収集等により取得し、又は情報システム及び「ソフトウェア振興法」(소프트웨어 진흥법(법률 제 20476 호))第2条第1号によるソフトウェア等を通じて生成されたものであって、光[学的]又は電子的な方式により処理することができる資料又は情報（「データ産業振興及び利用促進に関する基本法」(데이터 산업진흥 및 이용촉진에 관한 기본법(법률 제 18475 호))第2条第1号)。

章、音声、絵画、映像その他の多様な成果物を生成する人工知能システムをいう。

6. 「人工知能産業」とは、人工知能又は人工知能技術を活用した製品（以下「人工知能製品」という。）を開発し、製造し、生産し、若しくは流通させ、又はこれに関連するサービス（以下「人工知能サービス」という。）を提供する産業をいう。
7. 「人工知能事業者」とは、人工知能産業に関連する事業を行う者であって、次の各目のいずれかに該当する法人、団体、個人及び国の機関等をいう。
 - イ. 人工知能開発事業者：人工知能を開発し、提供する者
 - ロ. 人工知能利用事業者：イ目の事業者が提供した人工知能を利用し、人工知能製品又は人工知能サービスを提供する者
8. 「利用者」とは、人工知能製品又は人工知能サービスの提供を受ける者をいう。
9. 「影響を受ける者」とは、人工知能製品又は人工知能サービスにより自らの生命、身体の安全及び基本的人権に重大な影響を受ける者をいう。
10. 「人工知能社会」とは、人工知能を通じて産業及び経済、社会及び文化、行政等の全ての分野において価値を創出し、発展を牽引していく社会をいう。
11. 「人工知能倫理」とは、人間の尊厳に対する尊重を基礎とし、国民の権利及び利益並びに生命及び財産を保護することができる安全で信頼できる人工知能社会を実現するために人工知能の開発、提供及び利用等の全ての領域において社会の構成員が守らなければならない倫理的基準をいう。

第3条（基本原則及び国等の責務）

- ① 人工知能技術及び人工知能産業は、安全性及び信頼性を高め、国民の生活の質を向上させる方向へ発展しなければならない。
- ② 影響を受ける者は、人工知能の最終結果の導出に活用された主要な基準及び原理等について、技術的及び合理的に可能な範囲において明確で意味のある説明が提供されなければならない。
- ③ 国及び地方公共団体は、人工知能事業者の創意精神を尊重し、安全な人工知能の利用環境の構築のために努力しなければならない。
- ④ 国及び地方公共団体は、人工知能がもたらす社会、経済、文化、国民の日常生活等の全ての領域における変化に対応し、全ての国民が安定的に適応することができるよう施策を講じなければならない。

第4条（適用範囲）

- ① この法律は、国外で行われた行為であっても国内の市場又は利用者に影響を及ぼす場合は適用する。
- ② この法律は、国防又は国家安全保障の目的でのみ開発され、又は利用される人工知能として大統領令で定める人工知能に対しては適用しない。

第5条（他の法律との関係）

- ① 人工知能、人工知能技術、人工知能産業及び人工知能社会（以下「人工知能等」という。）に関して他の法律に特別な規定がある場合を除いては、この法律で定めるところによる。
- ② 人工知能等に関して他の法律を制定し、又は改正する場合は、この法律の目的に合致するようにしなければならない。

第2章 人工知能の健全な発展及び信頼基盤の構築のための推進体系

第6条（人工知能基本計画の策定）

- ① 科学技術情報通信部⁽¹⁷⁾長官は、関係中央行政機関の長及び地方公共団体の長の意見を聴き、3年ごとに、人工知能技術及び人工知能産業の振興並びに国家競争力の強化のため、人工知能基本計画（以下「基本計画」という。）を、第7条による国家人工知能委員会の審議及び議決を経て策定し、変更し、及び実施しなければならない。ただし、基本計画のうち大統領令で定める軽微な事項を変更する場合は、この限りでない。
- ② 基本計画には、次の各号の事項が含まれていなければならない。
 1. 人工知能等に関する政策の基本的な方向性及び戦略に関する事項
 2. 人工知能産業の体系的育成のための専門人材の養成並びに人工知能の開発及び活用促進の基盤構築等に関する事項
 3. 人工知能倫理の普及等、健全な人工知能社会の実現のための法〔令〕、制度及び文化に関する事項
 4. 人工知能技術の開発及び人工知能産業の振興のための財源の確保及び投資の方向性等に関する事項
 5. 人工知能の公正性、透明性、説明責任及び安全性の確保等の信頼基盤の構築に関する事項
 6. 人工知能技術の発展の方向性並びにそれに基づく教育、労働、経済、文化等の社会の各領域の変化及び〔それへの〕対応に関する事項
 7. その他人工知能技術及び人工知能産業の振興並びに国際協力等、国家競争力の強化のために科学技術情報通信部長官が必要と認める事項
- ③ 科学技術情報通信部長官は、基本計画を策定するときは、「知能情報化基本法」⁽¹⁸⁾第6条第1項による総合計画及び同法第7条第1項による実行計画を考慮しなければならない。
- ④ 科学技術情報通信部長官は、関係中央行政機関、地方公共団体及び公共機関（「知能情報化基本法」第2条第16号による公共機関⁽¹⁹⁾をいう。以下同じ。）の長に、基本計画の策定に必要な資料の提出を要請することができる。この場合において、資料の提出の要請を受けた機関の長は、特別な事情がない限り、これに応じなければならない。
- ⑤ 基本計画は、「知能情報化基本法」第13条第1項による人工知能及び人工知能産業分野の部門別推進計画とみなす。
- ⑥ 中央行政機関の長及び地方公共団体の長は、所管する主要政策を策定し、執行するときは、基本計画を考慮しなければならない。
- ⑦ 基本計画の策定、変更及び実施に必要な事項は、大統領令で定める。

(17) 科学技術政策、科学技術研究開発、原子力研究開発、科学技術人材養成、放送、情報通信、郵政等に係る事務を所管する官庁（「政府組織法」（정부조직법（법률 제 20289 호））第29条）。

(18) 「지능정보화 기본법」（법률 제 20731 호）

(19) ①「公共機関の運営に関する法律」による公共機関、②「地方公企業法」（지방공기업법（법률 제 20868 호））による地方公社及び地方公団、③特別法により設立された特殊法人、④「初等中等教育法」（초·중등교육법（법률 제 19740 호））、「高等教育法」（고등교육법（법률 제 20466 호））その他の法律により設置された各級学校、⑤その他大統領令で定める法人、機関及び団体（知能情報化基本法第2条第16号）。なお、各級学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学及びそれらに準じる学校をいう（初等中等教育法第2条及び高等教育法第2条）。

第7条（国家人工知能委員会）

- ① 人工知能の発展及び信頼基盤の構築等のための主要政策等に関する事項を審議し、議決するため、大統領の下に国家人工知能委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- ② 委員会は、委員長1人及び副委員長1人を含む45人以内の委員で構成される。この場合において、第4項第4号による委員が委員全体の過半数でなければならず、特定の性のみで委員会を構成することはできない。
- ③ 委員会の委員長は大統領とし、副委員長は第4項第4号に該当する者のうち大統領が指名するものとする。
- ④ 委員会の委員は、次の各号の者とする。
 1. 大統領令で定める関係中央行政機関の長
 2. 国家安保室⁽²⁰⁾の人工知能に関する業務を担当する次長
 3. 大統領秘書室⁽²¹⁾の人工知能に関する業務を補佐する首席秘書官
 4. 人工知能に関連する専門知識及び経験が豊富な者のうち大統領が委嘱するもの
- ⑤ 委員会の委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総括する。
- ⑥ 委員会の委員長は、必要な場合は、副委員長にその職務を代行させることができる。
- ⑦ 第4項第4号による委員の任期は2年とするが、1回に限り続けて再任することができる。
- ⑧ 委員会に幹事委員1人を置き、幹事委員は第4項第3号の委員とする。
- ⑨ 委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他人に漏えいし、又は職務上の目的以外の用途に使用してはならない。ただし、他の法律に特別な規定がある場合は、この限りでない。
- ⑩ 委員会の委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。
- ⑪ 委員会の会議は、委員の過半数の出席により開き、出席委員の過半数の賛成により議決する。
- ⑫ 委員会の業務及び運営を支援するため、委員会に支援組織を置く。
- ⑬ 委員会は、この法律の施行日から5年間存続する。
- ⑭ その他委員会及び第12項による支援組織の構成及び運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第8条（委員会の機能）

- ① 委員会は、次の各号の事項を審議し、議決する。
 1. 基本計画の策定及び変更並びに実施の点検及び分析に関する事項
 2. 人工知能等に関連する政策に関する事項
 3. 人工知能等に関する研究開発戦略の策定に関する事項
 4. 人工知能等に関する投資戦略の策定に関する事項
 5. 人工知能産業の発展及び競争力を阻害する規制の発見及び改善に関する事項
 6. 人工知能データセンター（「知能情報化基本法」第40条第1項によるデータセンター⁽²²⁾）

(20) 国家安全保障に関する大統領の職務を補佐する大統領直属機関（政府組織法第15条及び「国家安保室職制」）。

(21) 大統領の職務を補佐する大統領直属機関（政府組織法第14条及び「大統領秘書室職制」）。

(22) 知能情報サービスの提供のため、多数のハイパーコネクテッド知能情報通信基盤を一定の空間に集積し、統合運用・管理する施設（知能情報化基本法第40条第1項）。ハイパーコネクテッド知能情報通信基盤とは、ハイパーコネクテッド知能情報通信ネットワーク（情報通信及び知能情報技術に関連するあらゆる機器、サービス等がいつ、どこでもつながり、知能情報サービスを利用することができる情報通信ネットワーク）に接続され、利用される情報通信又は知能情報技術に関連する機器、設備、ソフトウェア、データ等をいう（知能情報化基本法第2条第9号及び第10号）。

をいう。以下同じ。)等のインフラ拡充策に関する事項

7. 製造業及びサービス業等の産業部門並びに公共部門における人工知能の活用促進に関する事項
 8. 人工知能の国際規範の整備等、人工知能に関連する国際協力に関する事項
 9. 第2項による勧告又は意見の表明に関する事項
 10. 高影響人工知能の規律に関する事項
 11. 高影響人工知能に関連する社会的変化の様相及び政策的対応に関する事項
 12. この法律又は他の法律において委員会の審議事項として定められた事項
 13. その他委員会の委員長が必要と認め、委員会の会議に付す事項
- ② 委員会は、国の機関等の長及び人工知能事業者等に対し、人工知能の正しい使用、人工知能倫理の実践〔並びに〕人工知能技術の安全性及び信頼性に関する勧告又は意見の表明をすることができる。
- ③ 委員会が国の機関等の長に法令及び制度の改善又は実践の方策の策定等について第2項により勧告又は意見の表明をしたときは、当該国の機関等の長は、法令及び制度等の改善策及び実践策等を策定しなければならない。

第9条（委員の除斥、忌避及び回避）

- ① 委員会の委員は、業務の公正性の確保のため、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該案件の審議及び議決から除斥される。
1. 委員又は委員が属する法人及び団体等と直接的な利害関係がある場合
 2. 委員の家族（「民法」⁽²³⁾第779条による家族⁽²⁴⁾をいう。）が利害関係者である場合
- ② 審議対象案件の当事者（当事者が法人及び団体等である場合は、その役員及び職員を含む。）は、委員に公正な職務執行を期待することが困難な事情があるときは、委員会に忌避の申立てをすることができ、委員会は、忌避の申立てが妥当と認められるときは、議決により忌避を決定しなければならない。
- ③ 委員は、第1項又は第2項の事由に該当するときは、自ら当該案件の審議を回避しなければならない。

第10条（分科委員会等）

- ① 委員会は、委員会の業務を専門分野別に遂行するために必要な場合は、分科委員会を置くことができる。
- ② 委員会は、人工知能等に関連する特定の懸案を議論するために必要な場合は、特別委員会を置くことができる。
- ③ 委員会は、人工知能等に関連する事項を専門的に検討するため、関係する専門家等で構成される諮問組織を置くことができる。
- ④ その他分科委員会、特別委員会及び諮問組織の構成及び運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第11条（人工知能政策センター）

- ① 科学技術情報通信部長官は、人工知能関連政策の策定並びに国際規範の確立及び普及に必

(23) 「민법」(법률 제 20432 호)

(24) 配偶者、直系血族、兄弟姉妹、直系血族の配偶者、配偶者の直系血族及び配偶者の兄弟姉妹。ただし、直系血族の配偶者、配偶者の直系血族及び配偶者の兄弟姉妹については生計を同じくする場合に限る（民法第779条）。

要な業務を総合的に遂行するため、人工知能政策センター（以下「センター」という。）を指定することができる。

- ② センターは、次の各号の事業を遂行する。
1. 基本計画の策定及び実施に必要な専門技術の支援
 2. 人工知能に関連する施策の策定並びに関連事業の企画及び実施に関する専門技術の支援
 3. 人工知能の活用の普及に伴う社会、経済、文化及び国民の日常生活等に及ぼす影響の調査及び分析
 4. 人工知能及び人工知能技術に関連する政策の策定を支援するための動向の分析、社会及び文化の変化及び未来の予測並びに法〔令〕及び制度の調査及び研究
 5. 他の法令においてセンターの業務として定め、又はセンターに委託した事業
 6. その他国の機関等の長が委託する事業
- ③ その他センターの指定等に必要な事項は、大統領令で定める。

第12条（人工知能安全研究所）

- ① 科学技術情報通信部長官は、人工知能に関連して発生し得るリスクから国民の生命、身体、財産等を保護し、人工知能社会の信頼基盤を維持するための状態（以下「人工知能の安全性⁽²⁵⁾」という。）を確保するための業務を専門的かつ効率的に遂行するため、人工知能安全研究所（以下「安全研究所」という。）を運営することができる。
- ② 安全研究所は、次の各号の事業を遂行する。
1. 人工知能の安全性に関連するリスクの定義及び分析
 2. 人工知能安全政策の研究
 3. 人工知能の安全性の評価の基準及び方法の研究
 4. 人工知能の安全性の技術及び標準化の研究
 5. 人工知能の安全性に関連する国際交流及び国際協力
 6. 第32条による人工知能システムの安全性確保に関する支援
 7. その他人工知能の安全性に関する事業として大統領令で定める事業
- ③ 政府は、安全研究所の運営及び事業推進等に必要な経費を予算の範囲で出捐（えん）⁽²⁶⁾し、又は支援することができる。
- ④ その他安全研究所の運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第3章 人工知能技術の開発及び産業育成

第1節 人工知能産業の基盤構築

第13条（人工知能技術の開発及び安全な利用の支援）

- ① 政府は、人工知能技術の開発の活性化のため、次の各号の事業を支援することができる。
1. 国内外の人工知能技術の動向及び水準並びに関連制度の調査
 2. 人工知能技術の研究開発、試験及び評価又は開発された技術の活用

(25) 原文の原綴及び直訳は「인공지능안전（人工知能安全）」。以下同じ。

(26) 政府が法令に基づいて反対給付のない資金を拠出すること。

3. 人工知能技術の普及、人工知能技術〔に係る〕協力及び移転等、技術の実用化及び事業化の支援
 4. 人工知能技術の具現のための情報の円滑な流通及び産学協力
 5. その他人工知能技術の開発及び調査研究に関連して大統領令で定める事業
- ② 政府は、人工知能技術の安全で便利な利用のため、次の各号の事業を支援することができる。
1. 「知能情報化基本法」第 60 条第 1 項各号の事項を人工知能技術で具現する研究開発事業
 2. 「知能情報化基本法」第 60 条第 3 項による非常停止機能を人工知能製品又は人工知能サービスにおいて具現するための技術研究支援及び当該技術の普及のための事業
 3. 人工知能技術の開発における、「知能情報化基本法」第 61 条第 2 項によるプライバシー等の保護に適合した設計基準及び技術の研究開発及び普及事業
 4. 人工知能技術の、「知能情報化基本法」第 56 条第 1 項による社会的影響評価の実施及び適用のための研究開発事業
 5. 人工知能が人間の尊厳及び基本的人権を尊重する方向で開発及び利用されるようにする技術又は基準等の研究開発及び普及事業
 6. 人工知能の安全な開発及び利用のための認識改善、正しい利用方法及び安全環境の構築のための教育及び広報事業
 7. その他人工知能の開発及び利用において国民の基本的人権、身体及び財産を保護するために必要な事業
- ③ 政府は、第 2 項による事業の成果を何人も容易に利用することができるよう公開し、普及させなければならない。この場合において、技術を開発した者を保護するために必要な場合は、保護期間を定めて技術使用料を徴収することができるようにし、又はその他の方法により保護することができる。

第 14 条（人工知能技術の標準化）

- ① 政府は、人工知能技術、第 15 条第 1 項による学習用データ、人工知能の安全性及び信頼性等に関連する標準化のため、次の各号の事業を推進することができる。
1. 人工知能技術に関連する規格の制定、改正及び廃止並びにその普及
 2. 人工知能技術に関連する国内外の規格の調査及び研究開発
 3. その他人工知能技術に関連する標準化事業
- ② 政府は、第 1 項第 1 号により制定された規格を告示し、関連事業者にその遵守を勧告することができる。
- ③ 政府は、民間部門において推進する人工知能技術に関連する標準化事業に必要な支援をすることができる。
- ④ 政府は、人工知能技術の規格に関連する国際標準化機構又は国際標準化機関との協力体制を維持し、及び強化しなければならない。
- ⑤ その他第 1 項及び第 3 項による標準化事業の推進及び支援等に関連して必要な事項は、大統領令で定める。

第 15 条（人工知能学習用データ関連施策の策定等）

- ① 科学技術情報通信部長官は、関係中央行政機関の長と協議し、人工知能の開発及び活用等に使用されるデータ（以下「学習用データ」という。）の作成、収集、管理、流通及び活用

等を促進するために必要な施策を推進しなければならない。

- ② 政府は、学習用データの作成、収集、管理、流通及び活用等に関する施策を効率的に推進するため、支援対象事業を選定し、予算の範囲で支援することができる。
- ③ 政府は、学習用データの作成、収集、管理、流通及び活用の活性化等のため、多様な学習用データを製作及び作成し、提供する事業（以下「学習用データ構築事業」という。）を実施することができる。
- ④ 科学技術情報通信部長官は、学習用データ構築事業の効率的遂行のため、学習用データを統合的に提供し、管理することができるシステム（以下「統合提供システム」という。）を構築し、及び管理し、民間〔部門〕が自由に利用することができるよう提供しなければならない。
- ⑤ 科学技術情報通信部長官は、統合提供システムを利用する者に対して費用を徴収することができる。
- ⑥ その他第2項による支援対象事業の選定及び支援、学習用データ構築事業の実施、統合提供システムの構築及び管理並びに第5項による費用の徴収等に必要な事項は、大統領令で定める。

第2節 人工知能技術の開発及び人工知能産業の活性化

第16条（人工知能技術の導入及び活用の支援）

- ① 国及び地方公共団体は、企業及び公共機関の人工知能技術の導入の促進及び活用の普及のために必要な場合は、次の各号の支援をすることができる。
 1. 人工知能技術、人工知能製品又は人工知能サービスの開発支援及び研究開発の成果の普及
 2. 人工知能技術の導入及び活用をしようとする企業及び公共機関に対するコンサルティング支援
 3. 「中小企業基本法」⁽²⁷⁾第2条第1項による中小企業⁽²⁸⁾、「ベンチャー企業育成に関する特別法」⁽²⁹⁾第2条第1項によるベンチャー企業⁽³⁰⁾及び「小商工人基本法」⁽³¹⁾第2条第1項による小商工人⁽³²⁾（以下「中小企業等」という。）の役員及び職員に対する人工知能技術の導入及び活用に関連する教育支援
 4. 中小企業等の人工知能技術の導入及び活用に利用される資金の支援
 5. その他企業及び公共機関の人工知能技術の導入及び活用を促進するために大統領令で定

(27) 「중소기업기본법」(법률 제 20362 호)

(28) 売上高、資産総額、所有と経営の実質的な独立性等が大統領令で定める基準を満たす企業等（中小企業基本法第2条第1項）。売上高の基準は業種別に400億ウォン(1ウォンは約0.11円(令和7年4月分報告省令レート))以下から1500億ウォン以下までの5段階に分かれており、資産総額については売上高に関わらず5千億ウォン以下と規定されている（同法施行令第3条及び別表）。

(29) 「벤처기업육성에 관한 특별법」(법률 제 20398 호)

(30) 中小企業のうち、「中小企業基本法」第2条による中小企業であって、ベンチャー投資会社等による投資額の合計が5千万ウォン以上かつ資本金に占める割合が10%以上のもの等をいう（ベンチャー企業育成に関する特別法第2条の2及び同法施行令第2条の3）。

(31) 「소상공인기본법」(법률 제 17623 호)

(32) 常時雇用労働者数が10人未満等の基準を満たす小企業（小商工人基本法第2条第1項）。

める事項

- ② 第1項による支援に必要な事項は、大統領令で定める。

第17条（中小企業等のための特別支援）

- ① この法律により人工知能技術及び人工知能産業に関連する各種支援施策を実施するときは、中小企業等を優先的に考慮しなければならない。
- ② 政府は、人工知能産業に対する中小企業等の参入の活性化のために努力しなければならないが、これに関連する事項を基本計画に反映させなければならない。
- ③ 科学技術情報通信部長官は、人工知能の安全性及び信頼性の確保のため、中小企業等の第34条による措置の履行及び第35条による影響評価を支援することができる。

第18条（創業の活性化）

- ① 政府は、人工知能産業分野の創業を活性化するため、次の各号の事業を推進することができる。
1. 人工知能産業分野の創業者の発掘並びに育成及び支援等に関する事業
 2. 人工知能産業分野の創業活性化のための教育及び訓練等に関する事業
 3. 第21条による専門人材の優れた人工知能技術に対する事業化支援
 4. 人工知能技術の価値評価及び創業資金の金融支援
 5. 人工知能に関連する研究及び技術開発の成果の提供
 6. 人工知能産業分野の創業を支援する機関及び団体の育成
 7. その他人工知能産業分野の創業活性化のために必要な事業
- ② 地方公共団体は、人工知能産業分野の創業を支援する公共機関等の公共団体に出捐し、又は出資することができる。

第19条（人工知能との融合の促進）

- ① 政府は、人工知能産業とその他の産業間の融合を促進し、全分野において人工知能の活用を活性化するために必要な施策を策定し、推進しなければならない。
- ② 政府は、人工知能と融合した製品及びサービスの開発を支援するために必要な場合は、「国家研究開発革新法」⁽³³⁾による国家研究開発事業⁽³⁴⁾に、人工知能と融合した製品及びサービスに関する研究開発課題を優先的に反映させ、推進することができる。
- ③ 政府は、第2項により開発された人工知能と融合した製品及びサービスに対しては、「情報通信の振興及び融合の活性化等に関する特別法」⁽³⁵⁾第37条による臨時許可⁽³⁶⁾及び同法第38条の2による実証のための規制特例が円滑に実施されるよう積極的に支援しなければならない。

第20条（制度改善等）

- ① 政府は、人工知能産業の発展及び信頼基盤の構築のため、法令の整備等、関連制度を改善できるよう努力しなければならない。

(33) 「국가연구개발혁신법」(법률 제 20354 호)

(34) 中央行政機関が法令に基づいて研究開発のために予算又は基金により支援する事業(国家研究開発革新法第2条第1号)。

(35) 「정보통신 진흥 및 융합 활성화 등에 관한 특별법」(법률 제 20482 호)

(36) 情報通信に係る新しい技術又はサービスを活用した事業に許認可等が必要な場合において、科学技術情報通信部長官から一時的に受ける許認可等。当該許認可等の法令上の根拠が不明確な場合等に活用される(情報通信の振興及び融合の活性化等に関する特別法第37条)。

- ② 政府は、第1項による制度の改善を促進するため、関連する法[令]及び制度の研究並びに社会各界の意見の取りまとめ等に必要な行政的及び財政的な支援をすることができる。

第21条（専門人材の確保）

- ① 科学技術情報通信部長官は、人工知能技術の開発及び人工知能産業の発展のため、「知能情報化基本法」第23条第1項による施策により人工知能及び人工知能技術に関連する専門人材を養成し、支援しなければならない。
- ② 政府は、人工知能及び人工知能技術に関連する海外の専門人材の確保のため、次の各号の施策を推進することができる。
1. 人工知能及び人工知能技術に関連する海外の大学、研究機関及び企業等の専門人材に関する調査及び分析
 2. 海外の専門人材の誘致のための国際ネットワークの構築
 3. 海外の専門人材の国内就業支援
 4. 国内の人工知能研究機関の海外進出及び海外の人工知能研究機関の国内誘致の支援
 5. 人工知能及び人工知能技術に関連する国際機関及び国際行事の国内誘致の支援
 6. その他海外の専門人材の確保のために必要な事項

第22条（国際協力及び海外市場進出の支援）

- ① 政府は、人工知能に関連する国際的な動向を把握し、国際協力を推進しなければならない。
- ② 政府は、人工知能産業の競争力の強化及び海外市場への進出を促進するため、人工知能産業に従事する個人若しくは企業又は団体等に対して次の各号の支援をすることができる。
1. 人工知能産業に関連する情報、技術及び人材の国際交流
 2. 人工知能産業に関連する海外進出に関する情報の収集、分析及び提供
 3. 国家間の人工知能技術、人工知能製品又は人工知能サービスの共同研究開発及び国際標準化
 4. 人工知能産業に関連する外国資本の投資の誘致
 5. 人工知能等に関連する海外の専門学会及び展示会への参加等の広報及び海外マーケティング
 6. 人工知能製品又は人工知能サービスの輸出に必要な販売体系、流通体系及び協力体系等の構築
 7. 人工知能倫理に関する国際的な動向の把握及び国際協力
 8. その他人工知能産業の競争力の強化及び海外市場への進出の促進のために必要な事項
- ③ 政府は、第2項各号による支援を効率的に遂行するため、大統領令で定めるところにより、公共機関その他の団体にこれを委託し、又は代行させることができ、これに必要な費用を補助することができる。

第23条（人工知能集積団地の指定等）

- ① 国及び地方公共団体は、人工知能産業の振興並びに人工知能の開発及び活用の競争力の強化のため、人工知能及び人工知能技術の研究開発を遂行する企業、機関又は団体の機能的、物理的及び地域的な集積化を推進することができる。
- ② 国及び地方公共団体は、第1項による集積化のために必要な場合は、大統領令で定めるところにより、人工知能集積団地（以下「人工知能集積団地」という。）を指定し、行政的、財政的及び技術的な支援をすることができる。

- ③ 国及び地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する場合は、人工知能集積団地の指定を取り消すことができる。ただし、第1号に該当する場合は、その指定を取り消さなければならない。
1. 虚偽その他不正な方法により指定を受けた場合
 2. 人工知能集積団地に指定した目的を達成することが困難であると[当該]人工知能集積団地を指定した国又は地方公共団体の長が認める場合
- ④ 政府は、第1項による集積化を地域に効果的に定着させるため、関連業務を総合的に支援する専任機関を設置し、又は指定することができる。
- ⑤ 政府は、第4項による専任機関の運営及び事業遂行に必要な費用の全部又は一部を出捐し、又は補助することができる。
- ⑥ その他人工知能集積団地の指定及び指定の取消し、第4項による専任機関の設置又は指定等に必要な事項は、大統領令で定める。

第24条（人工知能の実証基盤の構築等）

- ① 国及び地方公共団体は、人工知能事業者が開発し、又は移転を受けた技術の実証、性能試験、第30条による検認証等（以下「実証試験等」という。）を支援するため、試験、評価等に必要な施設、装置、設備等（以下「実証基盤等」という。）を構築し、運営することができる。
- ② 国及び地方公共団体は、実証試験等を促進するため、大統領令で定める機関が保有している実証基盤等を人工知能事業者に開放することができる。
- ③ その他実証基盤等の構築及び運営並びに開放等に必要な事項は、大統領令で定める。

第25条（人工知能データセンター関連施策の推進等）

- ① 政府は、人工知能の開発及び活用等に利用されるデータセンター（以下「人工知能データセンター」という。）の構築及び運営を活性化するため、必要な施策を推進しなければならない。
- ② 政府は、第1項による施策を推進するため、次の各号の業務を遂行することができる。
1. 人工知能データセンターの構築及び運営に必要な行政的及び財政的な支援
 2. 中小企業、研究機関等の人工知能データセンターの利用の支援
 3. 人工知能データセンター等の人工知能関連インフラ施設の地域別均衡発展のための支援

第26条（韓国人工知能振興協会の設立）

- ① 人工知能等に関連する研究及び業務に従事する者は、人工知能の開発及び利用の促進、人工知能産業及び人工知能技術の振興、人工知能等についての教育及び広報等のため、大統領令で定めるところにより、科学技術情報通信部長官の認可を得て韓国人工知能振興協会（以下「協会」という。）を設立し、又は協会として指定を受けることができる。
- ② 協会は、法人とする。
- ③ 協会は、次の各号の業務を遂行する。
1. 人工知能技術、人工知能製品又は人工知能サービスの利用の促進及び普及
 2. 人工知能等についての現況及び関連統計の調査
 3. 人工知能事業者のための共同利用施設の設置及び運営並びに専門人材の養成のための教育等
 4. 人工知能事業者及び人工知能に関連する専門人材の海外進出の支援

5. 安全で信頼できる人工知能の開発及び活用のための教育及び広報
 6. この法律又は他の法律により協会が委託を受けた事業
 7. その他協会の設立目的の達成に必要な事業であって、定款で定めるもの
- ④ 国及び地方公共団体は、人工知能産業の発展及び信頼基盤の構築のために必要な場合は、予算の範囲で協会の事業遂行に必要な資金を支援し、又は運営に必要な経費を補助することができる。
 - ⑤ 協会会員の資格及び役員に関する事項、協会の業務等は定款で定め、その他定款に含めなければならない事項は、大統領令で定める。
 - ⑥ 科学技術情報通信部長官は、第1項による認可をしたときは、その事実を公告しなければならない。
 - ⑦ 協会に関してこの法律に規定された事項を除いては、「民法」の社団法人に関する規定を準用する。

第4章 人工知能倫理及び信頼性の確保

第27条（人工知能倫理原則等）

- ① 政府は、人工知能倫理の普及のため、次の各号の事項を含む人工知能倫理原則（以下「倫理原則」という。）を、大統領令で定めるところにより制定し、公表することができる。
 1. 人工知能の開発及び活用等の過程において人の生命及び身体、精神的健康等に害にならないようにする〔ための〕安全性及び信頼性に関する事項
 2. 人工知能技術が適用された製品、サービス等を全ての人が自由にかつ便利に利用することができる〔ための〕アクセシビリティに関する事項
 3. 人の生活及び繁栄への貢献のための人工知能の開発及び活用等に関する事項
- ② 科学技術情報通信部長官は、社会各界の意見を取りまとめ、倫理原則が人工知能の開発及び活用等に関与する全ての者により実現されるよう実践策を策定してこれを公開し、広報し、及び教育しなければならない。
- ③ 中央行政機関又は地方公共団体の長が人工知能倫理基準（その名称及び形態にかかわらず人工知能倫理に関する法令、基準、指針、ガイドライン等をいう。）を制定し、又は改定する場合は、科学技術情報通信部長官は、倫理原則及び第2項による実践策との連携性、整合性等に関する勧告又は意見を表明することができる。

第28条（民間自律人工知能倫理委員会の設置等）

- ① 次の各号の機関又は団体は、倫理原則を遵守するため、民間自律人工知能倫理委員会（以下「民間自律委員会」という。）を置くことができる。
 1. 人工知能技術の研究及び開発を遂行する者が所属する教育機関及び研究機関
 2. 人工知能事業者
 3. その他大統領令で定める人工知能技術関連機関
- ② 民間自律委員会は、次の各号の業務を自主的に遂行する。
 1. 人工知能技術の研究、開発及び活用において倫理原則を遵守しているか否かの確認
 2. 人工知能技術の研究、開発及び活用の安全並びに人権侵害等に関する調査及び研究
 3. 人工知能技術の研究、開発及び活用の手続及び結果に関する調査及び監督

4. 当該機関又は団体の研究者及び従事者に対する倫理原則教育
 5. 人工知能技術の研究、開発及び活用に適合した分野別人工知能倫理指針の整備
 6. その他倫理原則の具現〔化〕に必要な業務
- ③ 民間自律委員会の構成及び運営等に必要な事項は、当該機関又は団体等において自主的に定める。ただし、特定の性のみで構成することはできず、社会的及び倫理的な妥当性を評価することができる経験及び知識を備えた者並びに当該機関又は団体〔の業務〕に従事しない者をそれぞれ含めなければならない。
- ④ 科学技術情報通信部長官は、民間自律委員会の公正で中立的な構成及び運営のため、標準指針等を整備し、普及させることができる。

第29条（人工知能の信頼基盤の構築のための施策の整備）

政府は、人工知能が国民の生活に及ぼす潜在的リスクを最小化し、安全な人工知能の利用のための信頼基盤を構築するため、次の各号の施策を講じなければならない。

1. 人工知能の安全で信頼できる利用環境の構築
2. 人工知能の利用が国民の日常生活に及ぼす影響等に関する展望及び予測並びに関連する法令及び制度の整備
3. 人工知能の安全性及び信頼性の確保のための安全技術及び認証技術の開発及び普及の支援
4. 安全で信頼できる人工知能社会の実現及び人工知能倫理の実践のための教育及び広報
5. 人工知能事業者の〔人工知能の〕安全性及び信頼性に関連する自主的な規約の制定及び実施の支援
6. 人工知能事業者、利用者等で構成された人工知能関連団体（以下「団体等」という。）の人工知能の安全性及び信頼性の向上のための自主的な協力、倫理指針制定等の民間活動の支援及び普及
7. その他人工知能の安全性及び信頼性の確保のために大統領令で定める事項

第30条（人工知能の安全性及び信頼性の検認証等の支援）

- ① 科学技術情報通信部長官は、団体等が人工知能の安全性及び信頼性の確保のために自主的に推進する検証及び認証の活動（以下「検認証等」という。）を支援するため、次の各号の事業を推進することができる。
1. 人工知能の開発に関するガイドラインの普及
 2. 検認証等に関する研究の支援
 3. 検認証等に利用される装置並びにシステムの構築及び運営の支援
 4. 検認証等に必要となる専門人材の養成の支援
 5. その他検認証等を支援するために大統領令で定める事項
- ② 科学技術情報通信部長官は、検認証等を受けようとする中小企業等に対し、大統領令で定めるところにより関連情報を提供し、又は行政的若しくは財政的な支援をすることができる。
- ③ 人工知能事業者が高影響人工知能を提供する場合は、事前に検認証等を受けるよう努力しなければならない。
- ④ 国の機関等が高影響人工知能を利用しようとする場合は、検認証等を受けた人工知能に基づいた製品又はサービスを優先的に考慮しなければならない。

第31条（人工知能の透明性確保義務）

- ① 人工知能事業者は、高影響人工知能又は生成型人工知能を利用した製品又はサービスを提供しようとする場合は、[当該]製品又はサービスが当該人工知能に基づいて運用されるという事実を利用者に事前に告知しなければならない。
- ② 人工知能事業者は、生成型人工知能又はこれを利用した製品若しくはサービスを提供する場合は、その成果物が生成型人工知能により生成されたという事実を表示しなければならない。
- ③ 人工知能事業者は、人工知能システムを利用して実物との区別が困難な仮想の音声、画像、映像等の成果物を提供する場合は、当該成果物が人工知能システムにより生成されたという事実を、利用者が明確に認識することができる方式により告知し、又は表示しなければならない。この場合において、当該成果物が芸術的・創造的な表現物に該当し、又はその一部を構成する場合は、展示又は享受等を妨げない方式により告知し、又は表示することができる。
- ④ その他第1項による事前告知、第2項による表示、第3項による告知又は表示の方法及びその例外等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第32条（人工知能の安全性確保義務）

- ① 人工知能事業者は、学習に使用された累積演算量が大統領令で定める基準以上である人工知能システムの安全性を確保するため、次の各号の事項を履行しなければならない。
 1. 人工知能のライフサイクル全般にわたるリスクの識別、評価及び軽減⁽³⁷⁾
 2. 人工知能に関連する安全事故⁽³⁸⁾をモニタリングして対応するリスク管理体系の構築
- ② 人工知能事業者は、第1項各号による事項の履行結果を科学技術情報通信部長官に提出しなければならない。
- ③ 科学技術情報通信部長官は、第1項各号による事項の具体的な履行方式及び第2項による結果の提出等に必要な事項を定め、告示しなければならない。

第33条（高影響人工知能の確認）

- ① 人工知能事業者は、人工知能又はこれを利用した製品若しくはサービスを提供する場合は、当該人工知能が高影響人工知能に該当するか否かについて事前に検討しなければならず、必要な場合は、科学技術情報通信部長官に高影響人工知能に該当するか否かの確認を要請することができる。
- ② 科学技術情報通信部長官は、第1項による要請がある場合は、高影響人工知能に該当するか否かを確認しなければならず、必要な場合は、専門委員会を設置して関連する諮問を受けることができる。
- ③ 科学技術情報通信部長官は、高影響人工知能の基準及び例示等に関するガイドラインを策定し、普及させることができる。
- ④ その他第1項による確認手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第34条（高影響人工知能に関連する事業者の責務）

- ① 人工知能事業者は、高影響人工知能又はこれを利用した製品若しくはサービスを提供する場合は、高影響人工知能の安全性及び信頼性を確保するため、次の各号の内容を含む措置を

(37) 原文の原綴及び直訳は「완화（緩和）」。

(38) 工場、工事現場等において安全教育の不足、不注意等により生じる事故。当該語の意味については国立国語院標準国語大辞典（국립국어원 표준국어대사전）ウェブサイト〈<https://stdict.korean.go.kr>〉を参照した。

大統領令で定めるところにより履行しなければならない。

1. リスク管理策の策定及び運営
 2. 技術的に可能な範囲での人工知能が導出した最終結果、人工知能の最終結果の導出に活用された主要基準、人工知能の開発及び活用で使用された学習用データの概要等についての説明〔に係る〕方策の策定及び実施
 3. 利用者保護策の策定及び運営
 4. 高影響人工知能に対する、人による管理監督
 5. 安全性及び信頼性の確保のための措置の内容を確認することができる文書の作成及び保管
 6. その他高影響人工知能の安全性及び信頼性の確保のために委員会で審議され、及び議決された事項
- ② 科学技術情報通信部長官は、第1項各号による措置の具体的な事項を定めて告示し、人工知能事業者にこれを遵守するよう勧告することができる。
- ③ 人工知能事業者が他の法令により第1項各号に準ずる措置を大統領令で定めるところにより履行した場合は、第1項による措置を履行したものとみなす。

第35条（高影響人工知能影響評価）

- ① 人工知能事業者が高影響人工知能を利用した製品又はサービスを提供する場合は、事前に人の基本権に及ぼす影響を評価（以下「影響評価」という。）するために努力しなければならない。
- ② 国の機関等が高影響人工知能を利用した製品又はサービスを利用しようとする場合は、影響評価を実施した製品又はサービスを優先的に考慮しなければならない。
- ③ その他影響評価の具体的な内容及び方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第36条（国内代理人の指定）

- ① 国内に住所又は営業所がない人工知能事業者であって、利用者の数、売上高等が大統領令で定める基準に該当するものは、次の各号の事項を代理する者（以下「国内代理人」という。）を書面で指定し、これを科学技術情報通信部長官に申告しなければならない。
1. 第32条第2項による履行結果の提出
 2. 第33条第1項による高影響人工知能に該当するか否かの確認の申請
 3. 第34条第1項各号による安全性及び信頼性を確保する措置の履行に必要な支援（同項第5号による文書の最新性及び正確性に対する点検を含む。）
- ② 国内代理人は、国内に住所又は営業所がある者とする。
- ③ 国内代理人が第1項各号に関連してこの法律に違反した場合は、当該国内代理人を指定した人工知能事業者が当該行為をしたものとみなす。

第5章 補則

第37条（人工知能産業の振興のための財源の拡充等）

- ① 国は、基本計画及びこの法律による施策等を効果的に推進するため、必要な財源を持続的かつ安定的に拡充することができる方策を講じなければならない。
- ② 科学技術情報通信部長官は、人工知能産業の振興のために必要な場合は、公共機関に人工

知能産業の振興に関する事業等に必要な支援をするよう勧告することができる。

- ③ 国及び地方公共団体は、企業等の民間〔部門〕が積極的に人工知能産業の振興に関連する事業に投資することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- ④ 国及び地方公共団体は、人工知能産業の発展段階等を総合的に考慮し、投資財源を効率的に執行するよう努力しなければならない。

第 38 条（実態調査、統計及び指標の作成）

- ① 科学技術情報通信部長官は、統計庁長と協議し、基本計画並びに人工知能等に関連する施策及び事業の企画、策定及び推進のため、国内外の人工知能等に関する実態調査、統計及び指標を「科学技術基本法」⁽³⁹⁾ 第 26 条の 2 による統計⁽⁴⁰⁾と連携させて作成及び管理をし、公表しなければならない。
- ② 科学技術情報通信部長官は、第 1 項による統計及び指標の作成のため、関係中央行政機関の長、地方公共団体の長及び公共機関の長に資料の提出等の協力を要請することができる。この場合において、協力の要請を受けた機関の長は、特別な事情がない限り、これに応じなければならない。
- ③ その他第 1 項による実態調査、統計及び指標の作成、管理及び公表等に必要な事項は、大統領令で定める。

第 39 条（権限の委任及び業務の委託）

- ① 科学技術情報通信部長官又は関係中央行政機関の長は、この法律による権限の一部を、大統領令で定めるところにより、所属機関の長又は特別市長、広域市長、特別自治市長、道知事若しくは特別自治道知事（以下、この条において「市・道知事」という。）に委任することができる⁽⁴¹⁾。この場合において、市・道知事は、委任を受けた権限の一部を市長（「済州特別自治道の設置及び国際自由都市の造成のための特別法」⁽⁴²⁾ 第 11 条第 2 項による行政市長を含む。）、郡主又は区庁長（自治区の区庁長をいう。）に再委任することができる。
- ② 政府は、次の各号の業務を、大統領令で定めるところにより、関連する機関又は団体に委託することができる。
 1. 第 13 条による人工知能技術の開発及び利用に関連する事業に対する支援
 2. 第 15 条第 2 項及び第 3 項による学習用データの作成、収集、管理、流通及び活用等に関する支援対象事業の選定及び支援並びに学習用データ構築事業の推進
 3. 統合提供システムの構築、運営及び管理
 4. 第 18 条による創業活性化のために科学技術情報通信部長官が必要と認める事項
 5. 第 30 条第 2 項による検認証等に関連する支援

(39) 「과학기술기본법」(법률 제 19990 호)

(40) 科学技術関連政策の推進に活用するための国内外の科学技術活動及び研究開発成果等に係る科学技術統計(科学技術基本法第 26 条の 2 第 1 項)。

(41) 韓国の地方公共団体は、① 17 の広域自治体(日本の都道府県に相当)及び② 226 の基礎自治体(日本の市町村に相当)に分かれる。広域自治体には、特別市(ソウル)、広域市(釜山、仁川、大邱、大田、光州、蔚山)、特別自治市(世宗)、道(京畿、忠清北、忠清南、全羅南、慶尚北、慶尚南)、特別自治道(全北、江原、済州)がある。また、基礎自治体には、市、郡、区(特別区及び広域市の中に設置された自治区)がある。なお、済州特別自治道には、道内の一定区域を管轄する 2 つの市(済州、西帰浦)があるが、これらは基礎自治体ではなく行政市であり、市長は道知事が任命する(「済州特別自治道の設置及び国際自由都市の造成のための特別法」第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項)。

(42) 「제주특별자치도 설치 및 국제자유도시 조성을 위한 특별법」(법률 제 20626 호)

6. 第38条による実態調査、統計及び指標の作成
7. その他人工知能産業の育成及び人工知能倫理の普及のために大統領令で定める事務

第40条（事実調査等）

- ① 科学技術情報通信部長官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、人工知能事業者に関連資料を提出させ、又は所属公務員に必要な調査をさせることができる。
 1. 第31条第2項若しくは第3項、第32条第1項若しくは第2項又は第34条第1項に違反する事項を発見し、又はその疑いがあることを知った場合
 2. 第31条第2項若しくは第3項、第32条第1項若しくは第2項又は第34条第1項の違反についての申告を受け、又は苦情⁽⁴³⁾を受け付けた場合
- ② 科学技術情報通信部長官は、第1項による調査のために必要な場合は、所属公務員に人工知能事業者の事務所及び事業場に立ち入らせ、帳簿、書類その他資料又は物品を調査させることができる。この場合において、調査の内容、方法及び手続等に関してこの法律で定める事項を除いては、「行政調査基本法」⁽⁴⁴⁾で定めるところによる。
- ③ 科学技術情報通信部長官は、第1項及び第2項による調査の結果、人工知能事業者がこの法律に違反した事実があると認められる場合は、人工知能事業者に当該違反行為の中止又は是正のために必要な措置を命ずることができる。

第41条（罰則適用における公務員の擬制）

- ① 委員会の委員のうち、公務員ではない委員は、「刑法」⁽⁴⁵⁾第129条から第132条まで⁽⁴⁶⁾による罰則を適用するときは、公務員とみなす。
- ② 第39条第2項により委託を受けた業務に従事する機関又は団体の役員及び職員は、「刑法」第127条⁽⁴⁷⁾及び第129条から第132条までによる罰則を適用するときは、公務員とみなす。

第6章 罰則

第42条（罰則）

第7条第9項に違反して職務上知り得た秘密を他人に漏えいし、又は職務上の目的以外の用途に使用した者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン⁽⁴⁸⁾以下の罰金に処する。

第43条（過料）

- ① 次の各号のいずれかに該当する者は、3千万ウォン以下の過料を科す。
 1. 第31条第1項に違反して告知を履行しなかった者
 2. 第36条第1項に違反して国内代理人を指定しなかった者
 3. 第40条第3項による中止命令又は是正命令を履行しなかった者
- ② 第1項による過料は、大統領令で定めるところにより科学技術情報通信部長官が科し、徴収する。

(43) 原文の原綴及び直訳は「민원（民願）」。

(44) 「행정조사기본법」（법률 제 19213 호）。同法の内容については次の資料を参照。趙元濟「資料 韓国の行政調査基本法」『駒澤法曹』15号、2019.3, pp.189-233. <<https://komazawa-u.repo.nii.ac.jp/record/2019909/files/00400974.pdf>>

(45) 「형법」（법률 제 20908 호）

(46) 公務員の収賄に係る罰則について規定。

(47) 公務上の秘密の漏えいに係る罰則について規定。

(48) 1ウォンは約0.11円（令和7年4月分報告省令レート）。

附 則 [<法律第 20676 号、2025.1.21. >]

第 1 条 (施行日)

この法律は、公布後 1 年が経過した日から施行する。ただし、第 2 条第 4 号二目のうち、デジタル医療機器に関する部分は、2026 年 1 月 24 日から施行する。

第 2 条 (この法律の施行のための準備行為)

この法律を施行するために必要な委員会の委員の委嘱、分科委員会、特別委員会、諮問組織及び支援組織の設置等は、この法律の施行前にすることができる。

第 3 条 (専任機関に関する特例)

この法律の施行の際、第 23 条第 1 項による集積化を地域に効果的に定着させるために政府から関連予算の支援を受けて運営中の機関のうち、組織、人材等、大統領令で定める要件を満たしたものは、第 23 条第 4 項にもかかわらずこの法律により専任機関として指定されたものとみなす。

(ふじわら なつと)